

## 公開草案（公正価値測定）設定のデュープロセス

山本紀生\*

### **Due Process of Setting the Exposure Draft : Fair Value Measurement**

Norio Yamamoto\*

#### **Abstract**

This article follows the development of the Exposure Draft (hereafter the ED), *Fair Value Measurement*, which provides guidance to measure fair value. The article investigates the concept of fair value and its measurement framework in the ED.

The FASB had developed the guidance under the due process which is set out in the Rules of Procedure, which describes the standard-setting process, including the issuing of the ED for public comment, which took place in June 2004. It was composed of four main parts: (1) the definition, (2) a hierarchy of inputs for determining fair value, (3) valuation techniques, including valuation premises, and (4) disclosures. The AAA Financial Accounting Standards Committee, a respondent, commented on matters that were conceptually inconsistent or unclear.

I discuss the issues raised by this committee.

#### **キーワード**

公正価値測定、デュープロセス、公正価値階層、評価技法、  
AAA財務会計基準委員会

#### **はじめに**

U.S.GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) において、公正価値 (fair value) が測定属性として規定されることが次第に増加している。前論文<sup>1)</sup>では、SFAS (Statement of Financial Accounting Standards) No.157以前のGAAPにおいて、米国会計基準設定機関であるFASB (Financial Accounting Standards Board) による、公正価値測定に対する取り組みの変遷を考察した。U.S.GAAPにおいて公正価値測定は長期にわたり個別的に規定・適用されてきたが<sup>2)</sup>、公正価値の定義や測定方法は共通の基準を

---

\*やまもと のりお：大阪国際大学名誉教授〈2018.9.3受理〉

形成するに至っておらず、U.S.GAAPに複雑性と不整合性をもたらしていた。そのため、U.S.GAAP に存在していた公正価値測定に関する指針間に整合性をもたらすためにも、公正価値測定の一般的指針を設定する必要があった（図1）。

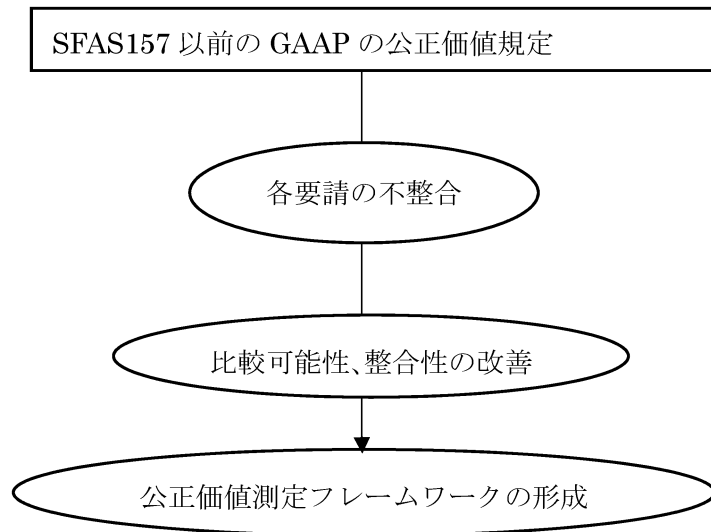


図1：公正価値測定フレームワークの形成

FASB（財務会計基準審議会）は、2004年6月にコメントを求めるため、公開草案：公正価値測定（Exposure Draft：Fair Value Measurement、以下EDと略す）を発行し、その後コメント等を再検討し、2006年9月に最終基準SFAS No.157を公表した。なお、SFAS No.157は2009年6月のU.S.GAAP編纂によって、現在ASC 820-10に再構成されている。

本論文は、FASBがEDを発行するまでのデュープロセスを研究対象としている。デュープロセスは、スタッフの原案をベースに、利用者から意見を聴取して、公開草案・最終基準の作成に至る、ボトムアップ・アプローチである。かくして、本論文は以下の4節で構成されている。第I節「公正価値プロジェクトの形成」では、公正価値測定の要請は、金融商品プロジェクトから始まり、その後、U.S.GAAPの見直しの動きの中で、公正価値測定プロジェクトが立上げられたことを論じる。第II節「ED設定のデュープロセス」において、初めにFASBのデュープロセスの一般ルールを取り上げ、次にEDの公表に至るデュープロセスを概説する。第III節「EDの構成」では、公正価値測定フレームワークの構成内容を説明している。最後に、第IV節「EDの論点」において、AAA（The American Accounting Association）の財務会計基準委員会（The Financial Accounting Standards Committee：以下AAA委員会と略す）のEDに対するコメントを中心に、提起された公正価値測定フレームワークの問題点を検討する。

なお、ED設定後SFAS No.157公表に至るまでのデュープロセスとSFAS No.157の体系

分析は次の課題である。

## I 公正価値プロジェクトの形成

FASBは、2003年6月に公正価値プロジェクトを立ち上げた。公正価値プロジェクトの立ち上げの背景として、2つの動向の影響がある。1つは、1980年代後半の金融商品プロジェクトにおける公正価値測定の基準形成の影響である。もう1つは、2002年7月のサーベインズ・オクスレー法（SOX法）制定を契機とする、米国GAAPの見直し動向の影響である。金融商品プロジェクトは、金融商品を通して公正価値測定の基準形成における嚆矢となった。他方、細則主義から原則主義会計思考へのGAAP見直しの動向は、GAAP間に共通な公正価値測定フレームワーク設定の必要性をFASBに促した。以下、それぞれの動向の影響について論じる。

### 1 金融商品プロジェクトの立ち上げ

公正価値が特に当初認識後の測定基礎として取り上げられたのは、1990年代に始まる金融商品をめぐる公正価値の基準設定に始まる。金融革新の結果生じた、金融商品の会計問題に応えるために、1986年にFASBは広範な金融商品プロジェクトをアジェンダに追加した。金融商品問題は複雑かつ緊急であったので、FASBは関連する様々なプロジェクトを通して、それらの会計問題に段階的に応えることを決定した<sup>3)</sup>。すなわち、金融商品の基準設定は、開示局面から認識・測定局面に、有価証券等の伝統的金融商品からデリバティブ商品へと段階的に展開されていった。

様々なプロジェクトを通して、FASBは、金融商品に関連する一連のSFAS、すなわち、SFAS No.107「金融商品の公正価値に関する開示」（1991年12月発行：1991.12と略す。以下同様）、SFAS No.114「貸付金の減損に関する債権者の会計処理」（1993.3）、SFAS No.115「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」（1993.5）、SFAS No.118「SFAS No.114の改訂」（1994.10）、SFAS No.119「デリバティブ金融商品及び金融商品の時価に関する開示」（1994.10：SFAS No.133と取替）、SFAS No.125「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」（1996.6）、SFAS No.133「デリバティブ及びヘッジ活動の会計処理」（1998.6）を発行した<sup>4)</sup>。

FASBは、金融商品に関する一連のSFASを発行する際に、公正価値が金融商品にとって最も適合的な測定基礎であると結論し、金融プロジェクトの長期目的を、全金融商品の公正価値測定に設定した<sup>5)</sup>。

### 2 別立ての金融商品プロジェクト

1997年に、FASBは、全金融資産及び負債の公正価値測定のための金融商品プロジェクトを、これまでのプロジェクトとは別個に、アジェンダに追加した<sup>6)</sup>。FASBは、SFAS No.133設定の際に、財政状態報告書に公正価値で全金融商品を測定するために会計モデルを変更することは、ヘッジ問題に対する優れた概念的解決であると考えた。しかし、FASBが最初に取り組むべきことは、負債を含む特定の金融商品、及び、金融商品ポート

フォリオに関連する概念的及び実的な問題の解決であり、全金融資産・負債の公正価値測定の問題は別個のプロジェクトで追及すべきものであると考え、SFAS No.133では考慮しなかった<sup>7)</sup>。

ところで、FASBによる全金融商品の公正価値プロジェクトのアジェンダ追加の背景には、1997年3月にIASC/CICAによって公表された討議資料「金融資産及び金融負債の会計 (Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities)」で提案された公正価値測定基準による影響がある。討議資料では、当初認識時の全金融資産及び金融負債は、その他受払される対価の公正価値で測定されるべきであり<sup>8)</sup>、当初認識後の全金融資産及び金融負債も、その公正価値で測定されなければならない<sup>9)</sup>、とされた。

1999年に、FASBは、このような全金融商品公正価値測定に関するグローバルな流れの中で、全金融商品公正価値プロジェクトの一部として、予備的見解「金融商品及び関連資産及び負債の公正価値報告」を、意見を求めて公表した。予備的見解は3つのコア論点、すなわち、(a) 何が公正価値で報告されるべきか、(b) 公正価値とは何か、及び(c) 公正価値の変化はどのように報告されるべきか、を含む7つの論点に関するFASBの見解を表明している<sup>10)</sup>。予備的見解に対する多くの回答者は一般的に公正価値で金融商品を測定する目的を支持したものの、全金融商品が完全な公正価値モデルに移行する前に、特に測定分野において、追加的作業を行うことの必要性に関心が向けられた<sup>11)</sup>。

一方、2000年に公表された、9か国(米、英、加、豪、仏、独、ノルウェー、ニュージーランド、日本)の会計基準設定主体及び職業会計士団体、並びにIASC (IASBの前身)のメンバー(又は推薦者)が参加するJWG (Joint Working Group)による、ドラフト基準「金融商品及び類似項目 (Financial Instruments and Similar Items)」は、殆ど全ての金融商品の公正価値測定を要請している<sup>12)</sup>。このような要請は、FASBの金融商品プロジェクトの長期目的と合致しており、同年に、FASBは同一内容を特別レポートとして、公表している<sup>13)</sup>。

しかし、FASBが最終的に選択した取組みは、全金融商品公正価値測定に向けてのグローバルな動きとは異なる、実務的な公正価値測定基準の設定作業であった。2001年に、FASBは、予備的見解に対する回答に応じて、別個の金融商品プロジェクトの焦点を、長期の全金融商品の公正価値測定目的から、中間段階の短期目的に変更した。特に、(1) 予備的見解で提起された「何が公正価値で報告されるべきか」の考慮を延期し、(2) 中間段階として、金融商品のための公正価値に関する一般的な情報開示を要請しているSFAS No.107の公正価値測定(及び開示)の指針を改善することを決定した<sup>14)</sup>。

そして、2002年12月6日の会議において、FASBはSFAS No.107の取替によって、現存の公正価値指針を改善する方針を決定した<sup>15)</sup>。

### 3 公正価値測定プロジェクトの立ち上げ

FASBが、金融商品プロジェクトの推進ではなく、新たに「公正価値測定プロジェクト」の立ち上げを決定した背景には、2002年7月に成立したSOX法を契機とするGAAPの見直しの動きがある。SOX法第108条d項は、SECに対しGAAPの調査を要請した<sup>16)</sup>。

2002年10月に、FASBは独自に提案書「米国基準設定に原則を基礎にするアプローチ」を公表し、U.S.GAAPにおける複雑な解釈・適用指針を基礎とする細則主義に代えて、より原則主義的な会計基準の設定と概念フレームワークの見直しを行う必要性を表明した<sup>17)</sup>。FASBは、2003年4月1日の会議において、回答者からのコメント等を検討して、原則主義的基準の将来の方針に従い、U.S.GAAP見直しの方針を決定した<sup>18)</sup>。

非金融資産及び負債に対する測定問題は、企業結合のような他のプロジェクトにおいても、多くの点において金融商品で認識された測定問題と類似していることを、FASBは認識した。そこで、2003年6月に、FASBは、全ての資産及び負債に対する測定問題に 대응するために、「公正価値測定プロジェクト」をアジェンダに加え、以前に立ち上げられたSFAS No.107取替プロジェクトをアジェンダから削除した。FASBは、すべての関連問題が解決するまでは、全金融商品の公正価値測定という長期目的の達成をコミットに留めることにした<sup>19)</sup>。

FASBは公正価値測定プロジェクトを短期目的と長期目的とに区別し、短期目的について、公正価値目的及びGAAPへの適用を明確にする会計基準表明書（後のSFAS No.157）を開発することとした。この会計基準表明書は、現在の実務及び要請の上の構築されたフレームワークを確立するものであるとした。公正価値フレームワークは、他の表明書の類似の指針を単純化し、妥当な場合に編集し、金融・非金融の資産・負債に対して、広範に適用されるものである<sup>20)</sup>。

公正価値測定プロジェクトの長期目的として、FASBは概念フレームワークを改善することであった。FASBは、これらの概念的問題を公正価値測定プロジェクトの後の局面で対応することを予期していた<sup>21)</sup>。

FASBは、公正価値プロジェクトのアジェンダ追加から、2004年6月にED公表に至るデュープロセスにおいて、公正価値測定フレームワークの構築を試みた。以下、FASBのED公表に至るデュープロセスを説明する。

## II ED設定のデュープロセス

1973年3月にFASB（1973-）によって制定されたRule of Procedures（手続規約：1973.3-）は、非政府エンティティのための財務会計及び報告基準を確立し改善するための手続きを定めている<sup>22)</sup>。Rule of Proceduresでは、序（Section I）、FASBの使命（Section II）、組織構造（Section III）、及びFASBの運営手続（Section IV）が規定されている。以下では、最初に、Rule of Proceduresの下でのデュープロセスについて説明し、次にEDの公表までのデュープロセスを論じる。

### 1 Rule of Procedures：デュープロセス

Rule of ProceduresのSection II「FASBの使命」の下で、FASBは、基準を設定するための開かれた秩序あるプロセス、いわゆるデュープロセスに準拠することをコミットしている。FASBの包括的デュープロセスは、（1）財務会計及び報告問題のタイムリーで、完全かつ公開された調査を可能にし、かつ（2）基準設定プロセスの全ての段階で全ての見

解及び意見表明のコミュニケーションのためのチャンネルを生成することによって、広範な大衆参加を促すことを目的としている<sup>23)</sup>。

Section IIIでは、基準設定に関わる主体規制としての組織構造に関して、FAF、FASB及びFASAC (the Financial Accounting Standards Advisory Council) のそれぞれの目的と組織構成について規定されている<sup>24)</sup>。Section IVにおいて、デュープロセスとしてのFASBの運営手続 (Operating Procedures) に関する規定は、主たるプロセスとその他のコミュニケーション手段に分けられ、運営手続に参加する主体とドキュメントを掲記している。主たるプロセスには、議長、プロジェクト・プラン、テクニカル・スタッフ、諮問グループ、EITF、リサーチ・プロジェクト、公開フォーラム、公開草案を含む表明書が含まれる。その他コミュニケーション手段として、討議資料・コメント要請・予備的見解等が含まれる<sup>25)</sup>。

しかし、Rule of Proceduresでは、デュープロセスは一連の手続として規定されず、いわば手続きの構成項目リストに他ならない。しかし、Webサイトにおいて、FASBは、基本的なデュープロセスとして、以下の7つの基本な一連の手続を例示している<sup>26)</sup>。

#### ①財務報告問題の識別

FASBは、ステークホルダー又は他の手段からの要請又は勧告（例えば、EITF勧告、SEC勧告、メディアからの問題提起等）を通して、財務報告問題を識別する。

#### ②審議事項の組み入れ

主要なプロジェクトに対して、スタッフは問題に対する調査分析を行う。FASBはスタッフ作成の分析に基づき、テクニカル・アジェンダにプロジェクトを追加するかを決定する。

#### ③公開の審議

FASBは、スタッフにより識別され分析された様々な財務報告問題について、少なくとも1回の公開会議において審議する。

#### ④ED（公開草案）の公表

FASBは、広範なステークホルダーからのコメントを要請するため、EDを発行する。プロジェクトによって、FASBはプロジェクトの早期段階でインプットを入手するため、予備的見解を含むDP（討議資料）を発行する場合がある。

#### ⑤公開フォーラム

FASBは、必要ならば、EDに関する公開フォーラム（例えば、公開円卓会議public roundtable meeting、公聴会）を開催する。

#### ⑥インプット資料の分析と再審議

スタッフは、コメント・レター、公開フォーラムの議論、及びデュープロセス活動を通して入手した他の全情報を分析する。FASBは、少なくとも1回の公開会議で、受け取ったステークホルダーのインプットを慎重に考慮し、提案規定を再審議する。

#### ⑦基準の公表

FASBは、会計基準（SFAS等、2009年6月のGAAP編纂によりASU [Accounting Standard Update]）を公表する（FASBメンバー7名の多数決で承認）。

## 公開草案（公正価値測定）設定のデュープロセス

デュープロセスは、厳格な手続きを意味するとはいえ、実際には各プロジェクトに応じて、若干の自由度が許容され、弾力的な手続きが採られる。しかし、特定の手順は常に踏まねばならない<sup>27)</sup>。例えば、④のDPはプロジェクトによっては発行されず、⑤の公開フォーラムは必要がなければ不採用の手順である。

### 2 ED公表に至るデュープロセス

本節では、EDの公表までのデュープロセスを取り上げている。EDの公表に至るデュープロセス手続は、以下の通りである<sup>28)</sup>。

#### ①スタッフの事前調査

FASBは、原則主義的会計基準指向に基づくU.S.GAAPの見直しの影響を受け、U.S.GAAP間の公正価値の定義や見積方法の不整合が生じているとの問題意識から、公正価値測定フレームワークの必要性を認識した。

#### ②審議事項の組み入れ

スタッフ・チームの事前評価に基づき、FASBは、2003年6月6日にテクニカル・アジェンダにプロジェクトを追加することを決定した。プロジェクトの目的は、資産負債の公正価値測定フレームワークを確立する表明書を開発することであった。

#### ③公開の審議

FASBは、スタッフにより識別され分析された様々な公正価値測定問題、すなわち、範囲問題、公正価値測定範囲問題、公正価値階層、実務的例外、公正価値開示等について、2003年6月から2003年12月までの公開会議において審議した。

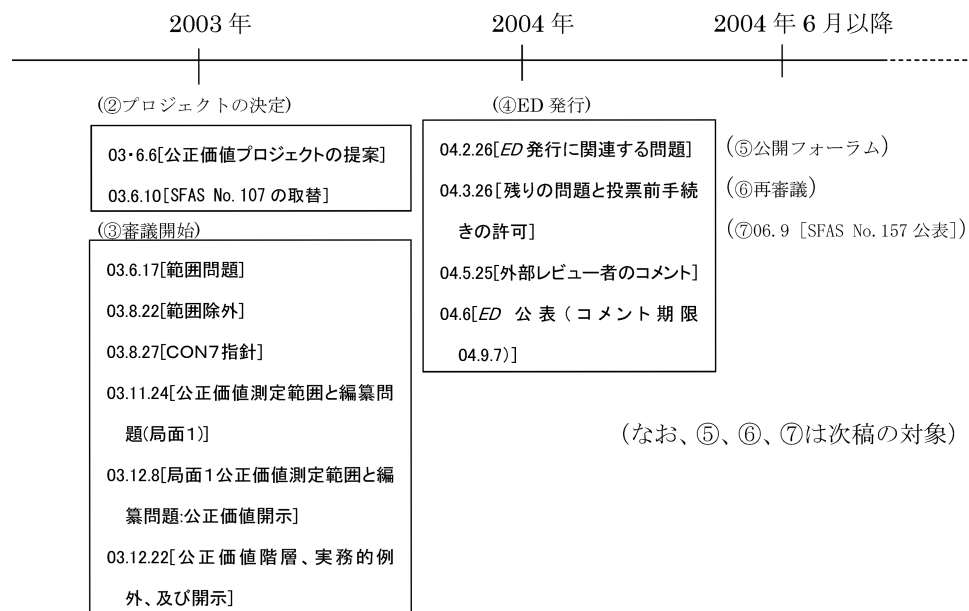


図2：公正価値測定プロジェクトのデュープロセス

#### ④ EDの公表

FASBは、2004年2月にED発行に関連する諸問題を審議し、同年3月にスタッフに投票前手続を許可した。同年5月に、ED発行の際に求める外部レビューのコメントを求める内容を審議し、同年6月に、FASBはEDを公表した。

以上のデュープロセスの一連の審議日程は、「図2」のように図示できる。なお、FASB会議の審議の結論の要約は、「付表1」に別掲されている。

### Ⅲ EDの概要

公正価値測定 of 会計基準表明書のためのEDは、(1) 適用範囲と会計単位、(2) 公正価値測定フレームワーク、及び、(3) 公正価値開示の3つの内容から構成されている。その概要は以下の通りである。

#### 1 適用範囲と会計単位

適用範囲と会計単位は、公正価値測定を規定する他の声明書との調整が必要な範囲や測定される資産（又は負債）の境界を定めている。まず、適用範囲について、公正価値で測定される他のGAAPの下での財務及び非財務の資産・負債に適用されるものであると、宣言している<sup>29)</sup>。一方、適用範囲外となる表明書には、(a) 株式報酬取引、(b) リース取引、(c) 売り手特有の客観的な証拠 (VSOP: vendor-specific objective evidence) を用いて測定される収益認識取引 (ソフトウェアの収益認識等) に関する表明書、(d) SFAS No.114、及び (e) ARB No.43における各公正価値測定規定が含まれる<sup>30)</sup>。これらの表明書は、ED及び公正価値測定適用表明書の公正価値測定目的とは異なる測定目的を用いる、公正価値測定を要請していることから、適用範囲外とされたのである<sup>31)</sup>。

次に、会計単位とは、集計（又は分離）レベルによって測定される資産（又は負債）の境界を定義することである。会計単位として、他の表明書において公正価値見積りのため特定された会計単位が用いられる。もし会計単位が特定されない場合、利用可能な市場インプットに基づき決定される<sup>32)</sup>。

#### 2 公正価値測定フレームワーク

EDでは、公正価値の測定フレームワークは、(1) 公正価値の定義、(2) 公正価値技法、及び (3) 公正価値階層の3つの内容を含んでいる。

##### (1) 公正価値の定義

EDにおいて定義された公正価値は、「知識ある無関連の自発的当事者間の現在取引において、資産又は負債が交換される価格」とされている<sup>33)</sup>。公正価値測定の目的は、資産又は負債の実取引がない場合に、測定される資産又は負債の交換価格 (an exchange price) を見積もることであり、その見積りは、自発的当事者間の現在の仮説的取引を参照することによって決定される<sup>34)</sup>。ここで、仮説的交換取引概念が用いられたのは、測定される資産又は負債に現実の取引がない場合に、資産又は負債の交換価格を再現 (replicate) するための基礎とするためである<sup>35)</sup>。見積りの基礎となる金額は、公正価値



は強制のない取引で観察される価格を前提としている。また、その価格は現在取引を結ぶエンティティの意図に関係なく見積もられる<sup>36)</sup>。

公正価値の定義に用いられている「自発的当事者」と「交換価格」の2つの概念は、以前の表明書の公正価値の定義とは異なる内容を含んでいる。まず、「自発的当事者」概念はこれまでも公正価値の定義において用いられてきたが、新たに説明が加えられた。自発的当事者とは「(a) 資産又は負債に関連する要因と取引について理解の共通レベルをもち、かつ (b) 法的かつ財務的能力をもち、同じ市場で取引する自発的な能力のある、無関連の買い手と売り手を表す市場参加者 (marketplace participants) である」と仮定されている<sup>37)</sup>。次に、「交換価格」の見積り概念は、これまでの表明書における公正価値の定義に明示的又は黙示的に含意されていたが、EDでは定義に含められた。公正価値測定の目的とは、通常の企業考慮によって動機づけられる「仮説的」交換取引において、市場参加者の行動に基づく交換価格の見積りであるとされている<sup>38)</sup>。

## (2) 公正価値評価技法

### (A) アプローチ

EDでは、公正価値見積りに適用される評価技法は、(a) 市場アプローチ、(b) インカムアプローチ、及び (c) コストアプローチに分類されている<sup>39)</sup>。(a) 市場アプローチによる公正価値の見積りは、同一又は類似又は比較可能な資産又は負債に関する実取引によって生成される観察可能価格その他の情報によって指示された価値に基づく。(b) インカムアプローチによる公正価値の見積りは、将来金額を単一の現在価値の変換 (割引) する評価技術を用いて、将来金額の市場の期待によって示された価値に基づく。(c) コストアプローチによる公正価値の見積りは、陳腐化を調整した上、比較可能なユーティリティをもつ代替的資産を取得するコスト (現在取替原価) を考慮する<sup>40)</sup>。なお、評価技法において用いるアプローチを問わず、公正価値の見積りに適用される評価技法は、市場インプット、すなわち、市場参加者が公正価値も見積りに用いる仮定及データを強調している<sup>41)</sup>。

なお、インカムアプローチの1つである現在価値法は、経済学やファイナンスに基礎を持つ非常に有効な評価技法であることから、EDでは、CON7 (Statement of Financial Accounting Concept No.7、以下CON7) の現在価値指針箇所を更新し、その指針を同EDの付録Aに含め、レベルA-GAAP (SFAS等のGAAP階層の最上位) に対する指針として格上げされている<sup>42)</sup>。

### (B) 評価前提 (Valuation Premise)

これまでのGAAPにおける公正価値測定規定では、公正価値見積り法はSFAS毎に規定されているため、資産に関する評価前提が問題とされなかった。しかし、一般的な公正価値見積り法を規定するためには、評価前提が問題となる。評価前提とは、多くの資産の条件及び配置 (location) を特定するものであり、その特定によって、測定される資産、及び、市場参加者が公正価値を見積もる際に利用するであろう諸仮定、に関する追加的情報を提供している<sup>43)</sup>。

評価前提は、(a) 利用評価前提 (in-use valuation premise) と (b) 交換評価前提 (in-

exchange valuation premise) に分類されている。(a) 利用評価前提は、市場参加者が (i) ゴーイングコンサーンであるビジネス、又は (ii) エンティティによって利用のため配列された資産を利用し続けるであろうことを仮定している。(b) 交換評価前提が仮定しているのは、(i) エンティティによる資産の利用のための配置がないこと、及び (ii) 市場参加者のその資産の売却である。交換評価前提は、利用評価前提が妥当でない場合に適用される<sup>44)</sup>。

### (3) 公正価値階層

公正価値階層グループは、公正価値を見積もるために利用されるインプットに応じて、レベル1、2及び3からなる三つのカテゴリーに分類されている。(a) レベル1の見積りは、活発な参照市場<sup>45)</sup>における同一資産又は負債の公表価格を用いて見積もる公正価値である<sup>46)</sup>。(b) レベル2の見積りは、レベル1の見積りが利用可能でない場合、活発な市場で、類似の資産又は負債の公表価格との差異を調整して見積もる公正価値である<sup>47)</sup>。(c) レベル3の見積りは、レベル1と2の見積りが利用可能でない場合、評価技法のアプローチと整合的な多重の評価技法を用いて見積もる公正価値である<sup>48)</sup>。

公正価値を階層に分類することによって、同一の資産及び負債のための活発な市場における公表価格を反映した市場インプットに高い優先度を与え、エンティティ自身の内部見積りや仮定に基づき開発されたエンティティ・インプットに低い優先度を与えている<sup>49)</sup>。

## 3 公正価値開示

EDでは、中間及び年次に、エンティティは財政状態計算書で認識された資産・負債を再測定するため、公正価値の利用に関する情報開示は、(a) 継続 (recurring) ベース (例えば、売買目的有価証券等) と (b) 一時 (nonrecurring) ベース (例えば、減損資産等) に区分されている。(a) 継続ベースの開示では、(i) 期末の公正価値金額の総計と総資産負債に占める割合、(ii) 公正価値が決定される方法、及び、(iii) 再測定が期間利益に与える影響 (未実現利得又は損失) に関する情報の開示が要請されている。一方、(b) 一時ベースの開示では、継続ベースの開示項目に加えて、再測定の理由の開示が追加されている<sup>50)</sup>。なお、情報開示の際に、他の表明書の下で開示が要請されている類似情報を組み入れている<sup>51)</sup>。

## IV EDの論点

EDにおける14の論点 すなわち、(1) 公正価値の定義、(2) 評価技法、(3) 活発な市場、(4) 評価前提、(5) 公正価値階層、(6) レベル1参照市場、(7) 活発なディーラー市場の価格、(8) ブロックの測定、(9) レベル3見積り、(10) 制限付証券、(11) 公正価値開示、(12) 効力日、(13) その他の論点及び (14) 公開円卓会議について、FASBは利害関係者からの公開コメントを要請している。コメント要請の大部分は、論点に関するEDの指針が十分であるか、十分でなければどのような追加的指針が必要であるかを問うものである。

以下では、AAA委員会によるEDに対するコメント内容を取り上げる<sup>52)</sup>。AAA委員

会のコメントは理論的かつ体系的な観点からのEDの概念的問題点を提起していることから、本稿で取り上げるべきコメント対象であると考えた。AAA委員会は、論点1、4&5、6、7、9及び11の六つの論点についてコメントしている。なお、最終声明書（SFAS No.157）公表に向けて、FASBによって審議された全体的なコメント分析は、次稿で取り上げる。

## 1 AAA委員会のコメント

### （1）公正価値の定義（論点1）

論点1において、AAA委員会が問題提起しているのは、公正価値測定属性の定義と適用指針間の概念的不整合の存在である。EDの公正価値の定義では、公正価値は現在取引に入るエンティティの意図に関係なく見積もられる一方、提案基準や関連適用指針は資産負債の企業特定利用によって決定される測定を含む、こととの不整合である<sup>53)</sup>。AAA委員会は不整合をめぐる委員会内の2つの見解を示している。

不整合をもたらす1つの理由は、一般的な高レベル公正価値基準を、特定の勘定や取引のような特異な属性に適用しようすることに帰せられる。例えば（（3）論点6「事例3」）、機械の備付費のような特定の勘定の場合、企業が生産活動目的でその資産を利用する意図の場合に限り、備付費が調整され公正価値に含まれる一方、もし企業がその資産の販売目的を意図しているならば、備付費は調整されず、公正価値に含まれないことが示されている<sup>54)</sup>。

他方、AAA委員会のあるメンバーは、公正価値の定義と適用指針との不整合を認識していない。公正価値の定義とその適用される文脈とは関連するが異なる属性であると考えられているからである。公正価値の定義は企業独立的（entity-independent）であるが、適用に関わる評価前提は企業独立的とは限らない。そのため、公正価値の決定の際に、評価前提を無視することは不満足な結果をもたらすという。例えば、価値前提（利用価値又は交換価値）を考慮せずに、公正価値において備付費を無視するならば、利益生成活動での利用目的で資産を購入した直後に、企業は備付費に等しい減損を被ることになるという<sup>55)</sup>。

AAA委員会は、公正価値の定義と適用指針の不整合を和解除せようとするところから混乱を生じているとし、EDの提案趣旨に立ち返り、公正価値の定義を修正することを提案している。その修正の論拠として、ED（par.1）における提案指針の意図は他の表明書において参照されるべき公正価値測定を確立することであり、しかも、おそらく他の表明書において、公正価値の企業独立概念からの合理的な乖離が設定されるであろうことを、挙げている<sup>56)</sup>。

AAA委員会によると、最も有効な一般目的公正価値測定基準は、公正価値の定義、基準、適用指針間における整合的な公正価値の一般概念を採用すべきである。AAA委員会の提案として、現行U.S.GAAPが公正価値の企業特定（entity-specific）概念を受け入れている限り、FASBは高レベル定義も同様に企業特定概念を反映させるべきであると主張している<sup>57)</sup>。

## (2) 評価前提と公正価値階層（論点4、5）

AAA委員会は、評価前提に関するEDの2つの問題点を指摘している。1つは、公正価値の定義と評価前提間の矛盾である。もう1つは、評価前提を問わずに、公正価値階層における市場インプット（公表価格等）を最優先することの問題である。

第1の問題に関して、AAA委員会のあるメンバーは、EDの公正価値の定義と評価前提間の矛盾を認めていることである。公正価値の定義は、市場価格によって測定される交換価値観に基づいているにもかかわらず、評価前提として、使用価値評価前提又は交換価値評価前提を選択可能と規定しているのは、矛盾すると指摘している<sup>58)</sup>。

第2の問題に関して、AAA委員会のあるメンバーは、使用価値前提が考慮される際に、公表市場価格は必ずしも公正価値の妥当な測度ではないと考えていることである。特に、活発な参照市場で同一資産の公表価格（レベル1見積り）が存在するものの、使用価値前提が選択され、企業特定の将来キャッシュ・フローの現在価値計算による使用価値見積り（レベル3見積り）がその公表価格と相違する場合である。その場合、使用価値見積りは公正価値階層ではレベル3に分類されるため、使用価値前提ではなく交換価値前提の性格をもつ公正価値見積りの適用が誘導されることになると問題提起している<sup>59)</sup>。

AAA委員会は、2つの評価前提を公正価値の定義に統合すること、及び、両評価前提の相異を詳述することによって、より整合的な基準の適用が可能になると提言している<sup>60)</sup>。

## (3) レベル1参照市場（論点6）

EDでは、レベル1参照市場とは、エンティティが直接アクセスをもつ活発な市場又は、エンティティが複数の活発市場にアクセスがあるならば、「最も有利な市場」である。最も有利な市場とは、資産（負債）の現在の取引において受け取る（発生する）であろう正味金額を最大化（最小化）する価格をもつ市場である。各市場での取引コストは、最も有利な市場を決定する目的のために考慮される。しかし、公正価値測定目的では、取引コストを調整すべきではない、と規定されている<sup>61)</sup>。

AAA委員会によれば、公正価値見積りの際に取引コストが調整されないのは、取引コストは取引履行の通常予測可能部分であることから問題である。また、最も有利な市場を決定する際に取引コストを考慮するのは、取引コスト次第で、最も公正価値の高い見積りを持つ市場が、最も有利な市場とならない可能性があり、経営者が望む公正価値金額を選択できる機会を提供するという問題が生じる<sup>62)</sup>。

もう1つの問題は、取引コストに関する適用指針間の不整合である。AAA委員会は、対照的な事例として、取引コストを扱う「事例5」<sup>63)</sup>と、（取引コストの一部）設置費を扱う「事例3aと事例3b」<sup>64)</sup>を取り上げている。「事例5」では、公正価値見積りの際に取引コストが無視されている。しかし、「事例3a」では、設置機械の使用価値の公正価値見積りの際に、比較可能な設置されない中古機械の公表市場価格は「設置費」を調整している。一方、「事例3b」では、設置された機械が販売予定の場合、評価者は公正価値の見積りに交換価値前提を用いる。その場合、他の市場参加者も同様に資産を販売すると期待するであろうから、評価者は設置しない類似中古機械の公表価格を用いるとされ、設

置費は無視されている<sup>65)</sup>。

AAA委員会によれば、この場合、公正価値が設置費を調整するかどうかを決定する際に、経営者の意図がかかわっている。しかし、同じことは取引コストには該当しないという。すなわち、経営者が資産を処分する意図がないならば、取引コストは公正価値見積りに適合的でないことから、AAA委員会は、使用価値前提が妥当である場合に取引コストが無視されることに同意している。しかし、交換価値前提を採用する際に、取引コストが無視されることの妥当性を疑問視しているのである<sup>66)</sup>。

#### （４）活発なディーラー市場の価格付け（論点7）

EDでは、ビッド及びアスク価格が終値より容易かつ規則的である活発なディーラー市場において、公正価値は、特定の方法を除き、ロングポジション（資産）にビッド価格（買い呼び値）を利用し、ショートポジション（負債）にはアスク（又はオファー）価格（売り呼び値）を利用して見積もるべきことが要請されている<sup>67)</sup>。

AAA委員会が問題提起したのは、上記要請は公正価値の一般概念と整合せず、交換価値での資産及び負債評価が使用価値評価に比べて偏向があり、使用価値評価を用いる場合に次のような問題が生じることである。もし買い手がディーラーを通してロングポジションを設定するならば、買い手は売り手が提示したアスク価格を支払わねばならない。その場合、買い手はアスク価格で資産を購入し使用することによって、受入可能な資産投資収益率を得ることを期待している。しかし、もし資産を購入後に、買い手がEDの公正価値指針を適用し、資産にビッド価格を用いるなら、買い手はビッド・アスク・スプレッドに等しい損失を被ることになる（∵アスク価格>ビッド価格）<sup>68)</sup>。

AAA委員会によれば、一般的に、ビッド価格が妥当であるのは、保有者がポジションを処分（liquidation）しようとする場合に限られる。FASBがディーラー取引の資産（負債）に対してビッドベース（アスクベース）価格評価を最終基準に留めることを決定するならば、最終基準は処分ベースによる資産及び負債評価のための概念的基礎をより明確に規定すべきであると、AAA委員会は提案している<sup>69)</sup>。

#### （５）レベル3見積り（論点9）

レベル3の公正価値の見積りは、評価技法と関連インプットの選択・適用に判断を要する<sup>70)</sup>。AAA委員会が危惧しているのは、EDでは、レベル3見積りの際、評価技法及び用いるインプットにかなりの許容範囲が認められている結果、経営者は、インセンティブのため、提案基準によって与えられた弾力性を利用して、偏向的な信頼できない見積りをもたらすかもしれないことである<sup>71)</sup>。

AAA委員会が問題とした点は、ED付録A「現在価値技法」において、リスク調整割引率調整法とリスク調整期待キャッシュ・フロー法の二技法は同じ公正価値となるはずである、と記述されていることである<sup>72)</sup>。しかし、この推測は、過去の数値や目的に影響を受けやすい心理学研究の知見や、人間判断と意思決定の研究からの経験データとは整合しないという。そこで、AAA委員会は、まず、二つの評価技法の適用を独立的に行い、次に両者の結果を調整することを提言している<sup>73)</sup>。

さらに、EDの開示要請は、企業が、公正価値見積りを決定するために考慮したであろ

う代替的ベンチマーク・モデルを提供していない。それ故、AAA委員会は、(a) 代替的な評価技法の下での公正価値見積りと、(b) 用いた特定の仮定とインプットに対する公正価値見積りの感度の情報開示を要請している<sup>74)</sup>。

#### (6) 公正価値開示 (論点11)

FASBは、公正価値に関する情報の拡大開示は財務諸表の利用者に提供される情報の質を改善していることに同意するかの、コメントを求めている。

AAA委員会 (又は委員会メンバー) は、EDにおける公正価値測定の情報開示は十分ではなく、以下の項目の情報開示を提言している<sup>75)</sup>。

- (a) 代替的評価法を使用する際に、用いられた代替的技法及びインプットに関する情報；
- (b) (i) ①代替的評価技法によって算出された公正価値見積り及び②より望ましい見積りを選択した理由、並びに、(ii) 仮定及びインプットの変更に対する公正価値見積りの感度に関する情報；
- (c) 財務諸表の脚注での公正価値に対する信頼性関連の開示；
- (d) 如何に公正価値が決定されたか (すなわち、同一資産の公表価格、類似資産の公表価格、重要な市場インプットを伴う評価モデル、重要なエンティティ・インプットを伴う評価モデル) に基づく、未実現損益の分析の開示。

## 2 AAA委員会の問題提起

FASBは、公正価値をいかに測定・開示するかの基準案をEDとして公表し、コメントを要請した。EDでは、公正価値は交換価格であると定義し、同時に、EDの内容は、他のGAAPの下で公正価値測定される資産・負債に適用される測定基準の一般的指針であるとする<sup>76)</sup>。そこに、AAA委員会が指摘しているような、公正価値の定義に含意される交換価値評価の属性と、現行公正価値の測定基準から導き出される一般的指針との間に不整合が生じる可能性がある。そこで、EDにおいて、FASBは、交換価値前提と使用価値前提という2つの評価前提概念を新設し、公正価値の見積りのレベルを3層化し、さらに、適用指針を通して問題解決事例を提示することを試みているのである。

しかし、AAA委員会は、EDの意図は成功していないとして、EDに対するコメントにおいて、重要な三つの問題を提起した。第一に、公正価値の定義とその適用指針との不整合問題である。第二に、評価前提と公正価値の定義との不整合問題である。第三に、公正価値の見積りに伴う、選択と必要な人間判断に関する信頼性の問題である。

第一の問題に関して、企業独立的な交換価値中心的な公正価値の定義や見積りの規定と、特定取引や勘定の特異な属性に適用される履行指針との間に生じる不整合が問題視されているのである。例えば、レベル1公正価値見積りでは、最も有利な市場を決定する際には取引コストを考慮すべきとする一方、その市場での価格は取引コストを調整すべきでないと規定されている (par.16)。他方、適用指針「事例3」では、機械の備付費の場合、企業が生産活動目的で利用する意図の場合と企業がその資産の販売目的を意図する場合とで、備付費の公正価値に含まれるかどうかの扱いが適用事例で示されている。

この第一の問題は、第二の評価前提と公正価値の定義との不整合と関連している。すな

公開草案（公正価値測定）設定のデュープロセス

わち、FASBは、交換価格として公正価値の定義する一方、評価前提として、使用価値前提と交換価値前提をともに規定しているからである。AAA委員会は、据付費を扱う事例を用いて、不整合を提示している。こうした不整合を除くために、AAA委員会によれば、2つの評価前提を公正価値の定義に統合すること、及び、2つの評価前提の相異を詳述することがより整合的な基準の適用が可能になるという<sup>77)</sup>。このようなAAA委員会の提言は、公正価値の定義と評価前提の体系的関連の見直しをFASBに迫る重要な問題提起といえる。

第三に、特にレベル3の公正価値見積りの際に、評価技法と用いるインプットの選択と適用に人間判断が必要となることである。しかし、必要な人間判断には、誤った判断をするリスクが潜在している。そこで、AAA委員会は、公正価値に関する情報の開示の拡大を通して、公正価値情報の質を高めるために、代替的評価法に関する情報の提供や、いかにして公正価値が決定されたかに関する情報開示を、提言している。

EDには、AAA委員会が指摘するような不整合が見受けられるとはいえ、公正価値測定メカニズムの構築の際、FASBが新しく取り入れた視点は、自発的当事者概念にCON7 (FASB概念ステートメント第7号)の「市場参加者の概念」を採用したことである。以下、CON7の「市場参加者の概念」箇所を引用してみよう<sup>78)</sup>：

「市場は、多くの機能を有するが、とりわけ情報を価格の形に変換するシステムであるといえる。市場参加者は、資産に価格を付けるが、そうすることによって、ある資産のリスク及び報酬と他の資産のリスク及び報酬とを識別している。いいかえれば、市場の価格決定機構を通じて、相違するものは同一のものにはみえないこと、また同一のものは相違するものにみえないことが保証されている（会計情報の質的特徴）。入手される市場価格には、資産又は負債の効用、将来CF、その将来のCFに伴う不確実性、さらにかかる不確実性に対して市場参加者が要求する金額に関して、全ての市場参加者が同意した見解が反映されている。」

EDにおいて、この市場参加者の視点が公正価値の定義、価値前提、適用事例等において十分に規定化されておらず、SFAS No.157に至るデュープロセスにおいて、改善されるべきものである。これらの議論とのSFAS No.157の分析は次稿で取り上げる予定である。

付表1：FASB会議メモ

FASB meeting summaries	
日付	項目
03.6.6	[公正価値プロジェクトの提案]：FASBは、公正価値測定のための原指針を編集し改善するためのプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。プロジェクトの短期目的は、他の表明書の下で公正価値で測定される資産及び負債の公正価値測定フレームワークを確立する表明書を開発することである。プロジェクトの長期目的は、CON5における関連概念指針を改善することである。
03.6.10	[SFAS No.107の取替]：FASBは、SFAS No.107を取り替える金融商品の公正価値に関する開示プロジェクトを専門アジェンダから除去することを決定した。その決定の際に、FASBは、そのプロジェクトの主目的は金融商品の公正価値測定に関連する諸問題に応えることであると述べた。FASBは公正価値測定に関するより広範なプロジェクトの一部としてこれらの諸問題に応えることを計画している。

国際研究論叢

03.6.17	<p>[範囲問題]: FASBはプロジェクトの最初の局面である範囲について議論した。FASBは次のことを一般的に合意した: (1) SFAS No.107取替プロジェクトにおいて、識別されたが、応えられていない残りの測定問題にあるレベルで取り組むこと、(2) EITF No.02-03に関連する問題を問わないこと。FASBは、現行の会計表明書における公正価値測定指針を除去又は発展する(編集)ための修正を決定する際に、その他の測定問題に定める必要性を考慮することを、スタッフに依頼した。また、FASBはプロジェクトのタイミングを評価する目的のため、残りの全問題に優先順位付けする、特に、企業結合プロジェクトのEDと同時にこのプロジェクトのEDを発行することが可能かどうかのプランを、スタッフが開発するように要請した。</p>
03.8.22	<p>[局面1: 範囲除外]: FASBは、このプロジェクトで開発される公正価値測定のための指針は株式報酬及びリースに関連する現表明書、及びSFAS114を除く、公正価値測定を要請しているAPB及びFASB表明書に適用されることを一般的に決定した。</p>
03.8.27	<p>[CON7指針]: FASBは、CON7における公正価値見積りのため現在価値を利用するための指針を議論した。FASBは、その指針の1つの側面を改訂し、公正価値基準を進展させる種々の方法を記述するために利用される用語を明確にすることを決定した。FASBは、CON7における期待キャッシュ・フローアプローチを期待現在価値法と呼ぶことを決定した。また、FASBは、CON7の伝統的アプローチを割引率調整アプローチ(現在価値法)と呼ぶことを決定した。</p>
03.11.24	<p>[公正価値測定範囲と編纂問題(局面1)]: FASBは、2003年7月にアジェンダから除かれた、SFAS107を取替える以前のプロジェクトで到達した特定の決定を再考慮しながら、範囲と編纂問題を議論した。(a) FASBは、公正価値測定のパンダー特定客観的証拠(VSOP)を要請する現表明書の下でカバーされる収益認識取引を、局面1範囲から除くことを決定した。(b) 価格がビッド・アスク・スプレッドで相場がつく活発な市場で取引される金融商品に対して、公正価値測定はビッドアスク・スプレッドの中間値を用いて決定されるべきであるとする2001年12月の決定を再考慮した。FASBは、公正価値測定は、長期ポジション(資産)に対してはビッド価格を用い、短期ポジション(負債)に対してはアスク価格を用いて決定されるべきこと結論した。(c) FASBは、制限証券に対して、公正価値を決定するための明示的な指針を提供しないと決定した。(d) 活発な市場で取引される金融商品に対して、FASBはSFAS No.107の原則(会計単位は個々の単位であり、ブロック割引を利用した公正価値測定を禁止する)を留めるという2003年3月の決定を肯定した。</p>
03.12.8	<p>[局面1公正価値測定範囲と編纂問題: 公正価値開示]: FASBは、プロジェクトの範囲に公正価値開示を含めるかどうかを議論した。FASBが一般的に同意したのは、開示目的は、認識された資産及び負債が公正価値で測定される範囲、これらの測定を決定するために利用される方法、及び、その測定が利益に与える影響を評価する際に、有用な情報を提供することである。</p>
03.12.22	<p>[公正価値階層、実務的例外、及び開示]: FASBは、公正価値階層と他の関連問題を明確化することを議論し、以下の決定に到達した。(1) FASBは、公正価値階層を適用する際に、たとえ測定資産(又は負債)が活発な市場で交換されなくても、エンティティは活発な市場からのインプットを最大化すべきである。活発な市場は、資産(又は負債)が流動性と関わりなく取引される頻度に基づくその他の市場と区別されるべきである。レベル1と2の見積りは、資産(又は負債)の現在の条件(as is)及び配置を考慮して、エンティティが直接アクセスをもつ、活発な市場での公表価格を用いて決定されるべきである。それに対して、レベル3の見積りは、複数の評価技法と市場(および他の)インプットの結合とを用いて決定されるべきである。FASBは、市場インプットがこれらの技法で用いられる範囲の参照によって、レベル3の上限と下限を明確にするべきである;(2) FASBは、以下の情報が公正価値で測定される認識された資産及び負債のために開示されるべきことを決定した:(a) 総資産(及び負債)の合計と割合が財政状態報告書で認識される公正価値金額、(b) これらの公正価値金額がどのように決定されたか、すなわち、同一又は類似の資産(または負債)の公表市場価格の利用又は他の評価技法、及び評価技法を用いる場合、観察可能な市場インプットがこれらの技法で利用された程度、(c) 利益(又はOCI)で報告された公正価値金額の変化;(3) FASBは、現表明書における公正価値の実務的例外を留める決定をした。</p>



公開草案（公正価値測定）設定のデュープロセス

04.2.26	[ED発行に関連する問題]：FASBは公開草案EDのタイミング、コメント期間、移行及び効力日を議論した。FASBは以下の決定をした：(a) 企業結合のEDのコメント期間と重複するように、少なくとも75日のコメント期間を認めた。2004年第2四半期に双方のドキュメントの発行を期待している。… (d) FASBは、提案表明書が2004年12月15日後に開始する中間及び年次期間に有効とすべきと決定した。
04.3.26	[残りの問題と投票前手続きの許可]：FASBは、ビッド・アスク価格が終値よりも容易かつ定期的に利用可能である場合、ディーラー市場で正味オープン・ポジションの公正価値を議論した。FASBは、正味オープン・ポジションに対し、公正価値は(a) 相殺ポジションの対応ポジションのための中間市場価格、と(b) 正味オープン・ポジションのため妥当ならばビッド・アスク価格を利用することにより、決定されるべきである。FASBは、スタッフに提案表明書のEDの投票前手続きを許可した。FASBは、コメント期間末にEDの対する回答者との公開のラウンドテーブルを開催することを計画している。
04.5.25	[外部レビュー者のコメント]：FASBは、外部レビュー者が提起した問題を審議した。(1) プロカー・ディーラーや投資会社のブロック要因の考慮を禁止していたが、AICPAの監査指針を残すことを決定した。(2) 期間的な公正価値再測定を伴う資産及び負債に対し、開示は測定のタイミング(報告日の前後に)かかわらず適用されるべきである。公正価値測定の期間利益の影響は資産負債の未実現損益を含めるべきである。(3) 制限証券の公正価値測定の指針は、SFAS115の範囲に含まれる1年内満期制限保持分証券に適用されるべきである。(4) 提案声明書は2005年6月15日以後に開始する年次財務諸表に対し有効とすべきと決定した。
04.6	公正価値測定草案(FVMステートメント)公表

(なお、2003.12.8までは、Action Alertの要約であり、その後は到達結論の要約である。但し、日付は会議日ではなく、会議メモが作成された日付である)

注記

- 1) 山本紀生[2018]
- 2) SFAS No.157以前に公正価値を規定しているGAAPとして、APBO Nos.18, 21, 28, and 29 ; SFAS Nos.13, 15, 19, 35, 45, 60, 63, 65-67, 87, 106, 107, 115, 116, 124, 133, 136, 140, 142, 143, 146, 150, 153, and 156 ; 解釈書No.45等が挙げられている (ED[2004]Appendix D)。
- 3) ED[2004], par.C6を参照。
- 4) *Ibid.*, par.C6を参照。金融商品に関する公正価値規定の概要について、山本[2018]95-98頁を参照のこと。
- 5) *Ibid.*, par.C7を参照。
- 6) *Ibid.*, par.C7を参照。
- 7) *Ibid.*, par.C7、及び、SFAS No.133, pars. 333-4を参照。
- 8) IASC/CICA[1997], par.2.1を参照。
- 9) *Ibid.*, par. 3.1を参照。
- 10) ED[2004], par.C8、及び、FASB[1999]を参照。
- 11) *Ibid.*, par.C8を参照。
- 12) JWG[2000], par.69を参照。
- 13) ED[2004], footnote 23を参照。
- 14) *Ibid.*, par.C9を参照。
- 15) FASB, *Minutes of Board Meetings*, December 6, 2002. なお、同年12月16日の企業結合プロジェクトII会議においても、公正価値測定指針の明確化が議論され、金融商品プロジェクトにおいて当時審議されていた公正価値階層と公正価値の定義との関連が審議された(付表1)。
- 16) Sarbanes-Oxley Act of 2002は、108条Accounting Standardsにおいて、Study and Report on Adopting Principles-Based Accountingの提出を要請している。
- 17) ED[2004], par.C3を参照。

- 18) FASB, *Minutes of Board Meetings*, April 1, 2003.
- 19) ED[2004], par.C10を参照。
- 20) *Ibid.*, par.C11を参照。
- 21) *Ibid.*, par.C12を参照。
- 22) FASB[2017], Rule of Procedures, footnote 1.
- 23) *Ibid.*, Section II, E. Due Process.
- 24) *Ibid.*, Section III, Description of the Organization.
- 25) *Ibid.*, Section IV, Operating Procedures of the Financial Accounting Standards Board.
- 26) <http://www.fasb.org>. About US, Standard-Setting Process. また、『The FASB財務会計基準審議会－その政治的メカニズム』（2017）の第3章「FASBの正規の手続」では、Rule of Proceduresに関する実態的な活動内容が説明されている。
- 27) *Ibid.*, Standard-Setting Process.
- 28) FASB, *Minutes of Board Meetings*, June 6, 10, and 17, Aug. 22, Nov. 24, Dec. 8, 22[2003]; Feb. 26, Mar. 26, May 25[2004].
- 29) ED[2004], par.1を参照。
- 30) *Ibid.*, par.2を参照。
- 31) *Ibid.*, pars.C14-18を参照（適用範囲外とする理由を説明）。
- 32) *Ibid.*, par.6を参照。付録Bの「事例2」は、集計レベルの例として、企業結合によって取得した顧客関係資産のレベル3公正価値見積りを取り上げている。
- 33) *Ibid.*, par.4を参照。
- 34) *Ibid.*, par.5を参照。同注4では、負債の見積りは、交換価格を反映するように、エンティティの信用度の影響を反映すべきと特記している。同付録AのA20-A28では、負債評価の指針が示されている。
- 35) *Ibid.*, par.C24を参照。
- 36) *Ibid.*, par.5を参照。
- 37) *Ibid.*, par.5を参照。
- 38) *Ibid.*, par.C24を参照。
- 39) 評価技法で用いるアプローチは、一般的に受け入れられた評価実務（例えば、評価財団the Appraisal Foundationの専門評価実務の統一基準）における評価技法の要請を受け入れたものである（*Ibid.*, par.C42）。
- 40) *Ibid.*, par.7を参照。
- 41) *Ibid.*, par.9参照。
- 42) *Ibid.*, par.C39を参照。
- 43) *Ibid.*, par.13参照。
- 44) *Ibid.*, par.13参照。
- 45) 活発な参照市場とは、「エンティティが直接アクセスする活発な市場」（*Ibid.*, par.16）。
- 46) *Ibid.*, par.15参照。
- 47) *Ibid.*, par.19参照。
- 48) *Ibid.*, par.21参照。
- 49) *Ibid.*, par.14参照。
- 50) *Ibid.*, par.25を参照。但し、継続ベースの（1）では、総計や総資産負債の割合の開示が要請されているが、一時ベースでは、単に公正価値金額の開示が要請されている。
- 51) *Ibid.*, pars.25-26を参照。
- 52) AAA[2004], pp.191-5を参照。なおED再審議のための市場構成者からのコメント分析については、次稿で取り上げる。
- 53) *Ibid.*, p.191を参照。
- 54) *Ibid.*, p.191を参照。「事例3」では、備付費が（a）調整されるケースと（b）調整されないケースが例示されている（ED[2004], Appendix B, par.B7）。

- 55) *Ibid.*, pp.191-2を参照。
- 56) *Ibid.*, p.192を参照。
- 57) *Ibid.*, p.192を参照。
- 58) *Ibid.*, p.192を参照。
- 59) *Ibid.*, p.192を参照。
- 60) *Ibid.*, p.192を参照。
- 61) ED[2004], par.16を参照。
- 62) AAA[2004], p.193を参照。
- 63) ED[2004], par. B9bを参照。
- 64) *Ibid.*, par.B7a及びpar.B7bを参照。
- 65) AAA[2004], pp.192-3を参照。
- 66) *Ibid.*, p.193を参照。
- 67) ED[2004], par.17を参照。
- 68) AAA[2004], p.193を参照。
- 69) *Ibid.* p.193を参照。
- 70) ED[2004], par.22を参照。
- 71) AAA[2004], p.193を参照。
- 72) EDの付録Aでは、現在価値法は、測定する資産（または負債）の状況に依存して、割引率調整法又は期待現在価値法が選択される。期待現在価値法には、リスク調整期待キャッシュ・フロー法とリスク調整割引率法の2法があり（par.A12）、両者は同じ公正価値となることが示されている（pars.A17, 18）。
- 73) AAA委員会は、人間判断と意思決定に関する優れた研究として、Baron[2000]とGoldstein and Hogarth[1977]を挙げている（AAA[2004], note 5）。
- 74) ED[2004], par.25及びAAA[2004], p.194を参照。
- 75) *Ibid.* pp.194-195を参照。
- 76) ED[2004], par.1を参照。
- 77) AAA[2004], p.192を参照。
- 78) CON7, par.26を参照。

#### 参考文献

- American Accounting Association (AAA) Financial Accounting Standards Committee, "Response to the FASB's Exposure Draft on Fair Value Measurements," *Accounting Horizons*, Vol.19. No.3. September, 2005, pp.187-196.
- Baron, J., *Thinking and Deciding, Third edition*, Cambridge University Press, 2000.
- FASB, *SFAS No.133: Accounting for Derivative Instrument and Hedging Activities*, June, 1998.
- \_\_\_\_\_, *Preliminary Views: Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, December, 1999.
- \_\_\_\_\_, *Statement of Financial Accounting Concepts No.7 (CON7): Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February, 2000（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計基準書：増補版』中央経済社, 2002年）。
- \_\_\_\_\_, *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, October, 2002.
- \_\_\_\_\_, *Exposure Draft (ED): Fair Value Measurements*, June, 2004.
- \_\_\_\_\_, *SFAS No.157: Fair Value Measurements*, September, 2006.
- \_\_\_\_\_, *Rules of Procedure*, Financial Accounting Foundation, 2017.
- \_\_\_\_\_, *Minutes of Board Meetings*, June 6, 10, and 17, 2003; Aug. 22 and 27, Nov.24, Dec. 8 and 22, 2003; Feb.26, Mar.26, May 25, 2004.
- Goldstein, W.M., and R.M. Hogarth, *Research on Judgement and Decision Making*, Cambridge University Press, 1977.

- IASC/CICA, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, Discussion Paper (国際会計基準委員会訳『金融資産及び金融負債の会計処理』), March 1997.
- JWG (Joint Working Group of Standard-setters), *Financial Instruments and Similar Items* (日本公認会計協会訳『金融商品及び類似項目』), 2000.
- Miller, P.B., P.R. Bahnson, and R.J. Redding, *The FASB: the People, the Process and the Politics, 2016* (高橋治彦訳『The FASB財務会計基準審議会－その政治的メカニズム』, 同文館, 2017年).
- Nelson, M.W., J.A. Elliot, and R.L. Tarpley, "Evidence from auditors about managers' and auditors' earning management decision," *the Accounting Review*, Vol.77, Supplement, 2002, pp.175-202.
- Senate and House of Representatives, *Sarbanes-Oxley Act of 2002*, Public Law 107-204, 107 Congress, July 30, 2002.
- 山本紀生「SFAS No.157以前の公正価値概念の改善」『大阪国際大学国際研究論叢』第31巻、第2号、2018、87-107頁。